

平成30年度名古屋市教育委員会第32号議案

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

地方税法（昭和25年法律第 226 号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

平成31年 1 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第9号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(参考 1)

新 旧 対 照

名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(減免の対象者) 第2条 条例第3条の規定により、教育委員会（以下「委員会」という。）が授業料を減免することができる場合は、市立幼稚園に在籍する幼児の保護者の属する世帯が次に掲げる事由のいずれかに該当するときとする。この場合における減免の額、手続その他必要な事項は、別に定める。 (1) (略) (2) 次に掲げる者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しない者に限る。）の属する世帯であるとき。 ア 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者のうち、地方税法第292条第1項第<u>9号</u>に規定する扶養親族（20歳未満の者に限る。）その他その者と生計を一にする親族（教育長	(減免の対象者) 第2条 条例第3条の規定により、教育委員会（以下「委員会」という。）が授業料を減免することができる場合は、市立幼稚園に在籍する幼児の保護者の属する世帯が次に掲げる事由のいずれかに該当するときとする。この場合における減免の額、手続その他必要な事項は、別に定める。 (1) (略) (2) 次に掲げる者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しない者に限る。）の属する世帯であるとき。 ア 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者のうち、地方税法第292条第1項第<u>8号</u>に規定する扶養親族（20歳未満の者に限る。）その他その者と生計を一にする親族（教育長

が別に定める者に限る。)を有する もの イ～ウ (略)	が別に定める者に限る。)を有する もの イ～ウ (略)
-----------------------------------	-----------------------------------

(参考 2)

参 照 条 文

地方税法（昭和25年法律第 226 号）抜粋

改 正 後	改 正 前
（市町村民税に関する用語の意義） 第 292 条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） （略） （7）<u>同一生計配偶者</u> 市町村民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が38万円以下である者をいう。 （8）<u>控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が千万円以下である市町村民税の納税義務者の配偶者をいう。</u> （9）<u>扶養親族</u> 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第27条第1項	（市町村民税に関する用語の意義） 第 292 条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） （略） （7）<u>控除対象配偶者</u> 市町村民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この節において「前年」という。）の合計所得金額が38万円以下である者をいう。 （8）<u>扶養親族</u> 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第27条第1項

第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第11条第1項第3号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいう。

(10) (略)

(11)～(14) (略)

2～4 (略)

第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第11条第1項第3号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいう。

(9) (略)

(10) 削除

(11)～(14) (略)

2～4 (略)